

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月29日
【会社名】	株式会社 K A D O K A W A
【英訳名】	KADOKAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役社長 C E O 夏野 剛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(5216)8212(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ経営企画局長 鈴木 達朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(5216)8212(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ経営企画局長 鈴木 達朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,935,075,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	903,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年1月29日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、当社が当社の執行役及び執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として導入している株式報酬制度（2【株式募集の方法及び条件】（2）[募集の条件] (a)～(c)ご参照。以下「本制度」といい、本制度運用のために設定された信託を「本信託」といいます。）を引き続き運用することに伴い、上記の対象者（具体的には、2【株式募集の方法及び条件】（1）[募集の方法]に記載する対象者）に対して、本信託を介して当社の株式を取得することの勧誘（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘）を行うものです。

即ち、当社は本信託の受託者に対して会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づく当社普通株式の自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行い、上記の対象者は、本信託の受益者として、本自己株式処分により本信託の受託者の取得した当社普通株式の交付を受けることになります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	903,100株	2,935,075,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	903,100株	2,935,075,000	-

(注) 1. 本自己株式処分は本信託の受託者に対して行われます。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 取得勧誘の相手方の人数及びその内訳は下記の通りです。

相手方の内訳	人数
当社の執行役	8名
当社の執行役員	14名
当社の子会社の取締役	170名
計	192名

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,250	-	100株	2026年2月18日	-	2026年2月18日

(注) 1. 本自己株式処分に関し一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先である本信託の受託者との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法とします。

(a) 本制度の概要

当社は、当社の執行役及び執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）（以下、総称して「執行役等」といいます。）を対象として、信託を利用した本制度を導入しており、現在に至るまでこの制度を継続しております。本制度は、執行役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、執行役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

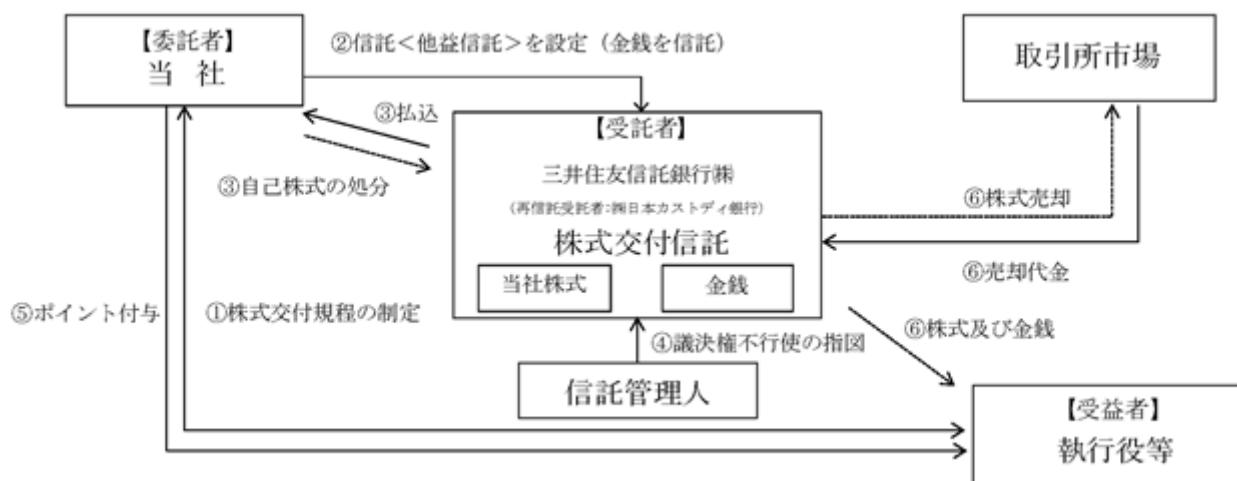
本制度は、当社が金銭を拠出することにより本信託が当社株式を取得し、当社が執行役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて執行役等に対して交付される、という制度です。

執行役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の一定の時期です。

なお、本信託は、2015年11月30日に当社及び当社子会社である株式会社ドワンゴがそれぞれ導入した役員向け株式報酬制度の運用のために当社がそれぞれ設定した信託を、2017年3月1日に当社子会社である株式会社KADOKAWA Future Publishing（旧株式会社KADOKAWA）が導入した同様の制度の運用のために当社が設定した信託に併合したものであり、現在は、本信託を利用して、当社及び上記各社を含む当社の複数の子会社の執行役等を対象に本制度を運用しております。

本制度の概要につきましては、2017年2月9日付「当社子会社における業績連動型株式報酬制度及びESOP制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は執行役等を対象とする株式交付規程を制定します（今回は、本信託設定時に制定済みのものを引き続き使用いたします。）。

当社は、2017年3月1日に設定済みである本信託につき、株式報酬制度に基づき執行役等に交付するために必要な当社株式の取得資金を、対象期間中に在任する執行役等に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。

受託者は本信託内の金銭（前記により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）で、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は執行役等に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした執行役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び執行役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（c）役員向け株式交付信託の概要

当社にて導入済みの「役員向け株式報酬制度」に係る信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	執行役等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
(6) 議決権行使	本信託内の株式については、議決権を行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2017年3月1日
(9) 金銭を追加信託する日	2026年2月18日
(10) 信託の期間	2017年3月1日～2027年8月31日
(11) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 K A D O K A W A グループ経営企画局	東京都千代田区富士見二丁目13番3号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 飯田橋支店	東京都新宿区下宮比町2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,935,075,000		2,935,075,000

（注）1．発行諸費用は発生いたしません。

2．新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,935,075,000円につきましては、2026年2月18日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、銀行預金にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第12期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2及び第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月13日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社KADOKAWA 本店
(東京都千代田区富士見二丁目13番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。